事後審査型一般競争入札の執行について

下諏訪町が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び下諏訪町 財務規則(昭和59年下諏訪町規則第1号)第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月8日

下諏訪町長 宮 坂 徹

1 入札対象工事

エ	事	名	令和7年度下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事 <電気設備工事>
エ	事 箇	所 名	下諏訪町4611番地40
エ	事 相	既要	小ホールの天井照明のLED化、舞台照明設備のデジタル化及び照明器具のLED化、 舞台音響設備のデジタル化、公民館施設等の一般照明のLED化、 その他改修箇所に付帯する電気設備工事(客席椅子、トイレ等)
エ		期	下諏訪町議会議決の日 から 令和8年3月31日 までを予定
落	札っ	方 式	本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事である。

2 入札に参加できる者の条件

下諏訪町建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げるすべての要件を入札公告日から落札決定日まで満たしていることが必要です。

なお、条件に適合する者同士(2者又は3者)で自主結成した特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)による共同施工方式(甲型共同企業体)とします。

工事の種類及び等級格付	電気工事 (格付) A 等級	
建設業許可	電気工事業について、特定建設業の許可を有していること。 ただし、特定 J V の代表者でない構成員は、一般建設業の許可でも可とする。	
配置技術者	・本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。 なお、監理技術者は、当該対象業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者であること。 ・配置技術者は、本工事の入札参加申請日以前3か月以上の恒常的雇用関係にあること。	
所在地要件	 諏訪地域6市町村内に所在する本店、支店又は営業所等であること。ただし、支店又は営業所等にあっては次の要件を付す。 ・設置年数 諏訪地域で開設後10年以上経過していること。 ・社員数 常勤社員数が5人以上であること。ただし、諏訪地域内に本店、支店又は営業所等がある場合は、合計人数とする。 ・過去5年間に当該業種の元請として、諏訪地域6市町村のいずれかの工事の施工実績があること。 	

施工実績	① 特定 J V の代表者については、過去 10 年間に公共機関等が発注する電気設備工事で、 R C 造 (S R C 造を含む) 2 階建て以上、かつ延べ面積 700 ㎡以上の建築物の新築、増 築又は改築工事の元請実績を有すること。	
	② 特定JVの代表者でない構成員については、①に記載のある元請実績は不要。	
そ の 他 の 参加資格要件	・下諏訪町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加資格を満たしていること。 ・本工事の設計業務の受託者 アルファ設計株式会社 住所:下諏訪町4644番地2	

3 総合評価に関する事項

総合評価は、下諏訪町総合評価落札方式実施要綱 及び 令和7年度下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事総合評価点算定基準に基づき実施します。

4 入札の日程等

入札参加申請受付	令和7年4月8日(火)から 令和7年4月23日(水)まで
	・閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。(正午から午後1時を除く) ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」及び「価格以外の評価点申請書」及び添付書類とし、「特定建設工事共同企業体協定書」及び「特定建設工事共同企業体使用印鑑届」も提出すること。 ・期間内に下諏訪町総務課財政係(町庁舎2階)へ持参又は郵送等により到達のこと。
設計図書等	令和7年4月8日(火)から 令和7年5月1日(木)まで
の 閲 覧 等	 ・金抜設計書、設計図、入札書などの様式等は、下諏訪町ホームページからダウンロードする。 URL http://www.town.shimosuwa.lg.jp/nyusatu/index.html
設計図書等に	令和7年4月9日(水)から 令和7年4月23日(水) 午後5時15分 まで
関する質問受付	・質問書は、期間内に下諏訪町総務課 財政係へ持参又はFAX若しくは郵送等により到達すること。 FAX:0266-28-1070 ・質問書の様式は任意とし、工事名及び具体的な質問内容を記載すること。
質問への回答	令和7年4月9日(水)から 令和7年4月25日(金)まで
	・下諏訪町ホームページへの掲載及び下諏訪町総務課 財政係窓口での閲覧とする。・応札のための積算に係わる事項などの連絡を掲載することがあるので、確認のうえ入札すること。
応札書類等の提出	令和7年4月25日(金)から 令和7年5月1日(木)まで
	・閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。(正午から午後1時を除く) ・提出書類は「入札書」及び「工事費内訳書」とし、それぞれ工事名、商号又は名称、代 表者氏名を記載した封筒に入れて封印し、封筒の貼り合わせ部分に代表者印を押印する こと。 ・工事費内訳書は、金抜設計書で示した積算体系によって作成すること。 提出対象は、金抜設計書の46枚(1/46ページ から 46/46ページ まで)とする。 ・工事費内訳書には、工事名、工事箇所名、商号又は名称、代表者氏名を記載した表紙を 付けること。 ・期間内に下諏訪町総務課 財政係(町庁舎2階)へ持参すること。

価格以外の評価点の公表・疑義照会	 ・価格以外の評価点は、令和7年5月7日(水)に下諏訪町ホームページへの掲載及び下 諏訪町総務課 財政係窓口での閲覧で公表する。 ・価格以外の評価点に疑義があるときは、令和7年5月9日(金)までに、文書(任意様式)により照会することができる。 ・疑義の照会があった場合は、文書により回答するものとし、価格以外の評価点を修正したときは、修正内容について公表する。
開札日時・場所	令和7年5月15日(木) 午後2時30分から 下諏訪町庁舎地下1階 地下会議室
	・入札件数などにより入札時間が遅れる場合がある。・事前に提出された「入札書」及び「工事費内訳書」を開札する。・開札後、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格、失格者及び落札候補者にならない者を読み上げ、落札候補者決定の手続きを行う。
落札候補者の決定等	・総合評価点の最も高い者を第1順位の落札候補者とする。 ・総合評価点が最も高い落札候補者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより順位を 決定する。
入札参加資格 確認書類の提出	・第1順位の落札候補者は、令和7年5月19日(月)までに、下諏訪町総務課 財政係 へ持参し提出する。 ・確認書類は、入札参加資格確認申請書(様式第2号)及び同申請書添付書類とする。 添付書類のうち様式第3号は、本工事用の様式を下諏訪町ホームページからダウンロー ドする。
落札者の決定等	 ・落札者の決定は、確認書類が提出された日から原則として2日以内(閉庁日を除く)に行うものとする。(資格審査、低入札価格調査の状況により遅れることがある。) ・第1順位の落札候補者が低入札価格調査対象者のときは、低入札価格調査委員会の審議の結果、契約することが適当であると認められた場合に限り落札者となる。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対して電話等の方法で連絡する。 ・入札参加資格がないと認めたときは、文書等により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内に、町長に対し文書(任意様式)により審査の結果について説明を求めることができる。 ・町長は、説明を求められたときは、文書により回答する。
入札結果の公表	落札者決定後、下諏訪町ホームページへの掲載及び下諏訪町総務課 財政係窓口での閲覧を行う。(公表までの間は、入札経過及び結果等の問い合わせには応じない。)
契約の締結	本工事は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるため、落札者とは仮契約を締結し、下諏訪町議会の議決があったときに当該契約を本契約とみなす。

5 入札事項等

最低制限価格制度	なし		
低入札価格調査制度	適用あり(調査基準価格、失格基準価格の設定あり)		
入札保証金	免除		
契 約 保 証 金	契約金額の 100 分の 10 以上の金銭的保証		
前 金 払	適用あり		
部 分 払	適用あり		

6 その他の事項

本工事は下諏訪町週休2日工事実施要領に基づき、発注者指定型週休2日工事となります。

また、本入札は下諏訪町建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱、下諏訪町総合評価落札方式実施要綱、令和7年度下諏訪総合文化センター小ホール及びもみの木モール天井耐震化等改修工事入札心得 及び 下諏訪町 低入札価格調査に関する事務処理要領に基づき実施します。熟読のうえ、入札してください。

なお、本入札は電子入札システムによる入札ではなく、入札会を開会して入札書の開札を行います。

7 担当課 (問い合わせ先)

公告の内容	下諏訪町総務課 財政係	電話:0266-27-1111 (内線 266)
工事の内容	下諏訪町教育こども課 生涯学習係	電話:0266-27-1111 (内線 717)